

令和5年度 建設委員会 都市行政調査報告書

令和5年10月18日

■旭川市

除排雪先進都市について

所管事務調査報告書（建設委員会）

調査委員

委員長	上野庸介
副委員長	工藤進
委員	佐々木直美
委員	大林愛慶
委員	稗貫秀次
委員	佐々木勇一
委員	木幡裕之

同行

議会事務局総務課議事係主任補

橋場大地

建設委員会委員は、所管事務に関する調査のため、令和5年10月18日に旭川市を訪問し、本委員会の所管事務中、道路、河川及び橋りょうに関する事項に関し、訪問先において説明聴取、質疑応答及び資料収集を行った。

なお、収集した資料については、議会事務局図書室において保管している。

以下、その概要を報告する。

調査日時等

日時：令和5年10月18日（水） 13：45～15：15

場所：旭川市議会

説明：土木部

土木事業所	所長	澤渡	武士	氏
土木事業所	主幹	石持	誠	氏
雪対策課	課長	時田	秀樹	氏
雪対策課	主幹	熊澤	康敦	氏
雪対策課	課長補佐	村形	友和	氏



調査概要

1 調査対象事業の概要と調査目的

旭川市では、令和5年度市政方針において「除排雪先進都市」を掲げ、除排雪における課題に対応していくため、当初予算では過去最大となる35億円強を確保するとともに、民間事業者に貸し出す除雪車両の購入や新たな雪堆積場整備の推進のほか、迅速な出動判断につながる積雪センサーの実証実験など、デジタル技術導入の推進などを目指している。

こうした取組みの調査を通じ、今後の除排雪に関する議論の参考とするため、調査を行った。

2 旭川市の概要

- (1) 人口 321,469人（令和5年10月1日現在）
- (2) 世帯数 177,744世帯（令和5年10月1日現在）
- (3) 面積 747.66km²

3 旭川市の除排雪における課題・現状

(1) 取り巻く環境

除排雪企業の撤退や経営体力の低下、オペレーターの高齢化などによる担い手不足、除雪機械の老朽化に伴う除雪車両の維持費の増加に加え、労務単価や燃料費の上昇のほか、気象状況の変化への対応により排雪量増加や市民ニーズへの対応により、除排雪に係る当初予算が、平成24年度と比べて約15億円増加しており、除排雪体制の維持が厳しくなっている。

⇒持続可能な安定した除排雪体制の構築のためには、

「安定した体制とするための基盤づくり」「業務の効率化」が課題

(2) 除排雪先進都市(市長公約)とは

市民、企業、行政が、それぞれの役割を担いながら、
一体となって除排雪に取り組み【地域総合除雪体制】、ICTを活用しながら【除雪DX】
持続可能な除排雪体制を構築することで、だれもが安心して暮らすことができる
雪に強く快適な都市

(3) 令和5年度除排雪の予算内容

35億2,150万円 (過去最高)

- ・ 生活道路の排雪2回を継続
- ・ 除雪DXへの取り組み

4 旭川市の除排雪における主な取り組み

(1) 旭川市の除排雪体制

市内を9地区に分け、各地区に除雪連絡協議会の設置と除雪センターの配置をしている。

除雪連絡協議会：市民・除雪受託企業・行政の3者で構成している協議会。町内会長などが参画して、その年の雪対策の取り組みの計画などを協議することで市民の理解と協力を得ながら効率的な除排雪を実施。

除雪センター：地区の降雪状況や道路状況を把握しながら、除排雪の計画作成や出動判断などを行い、地域住民の問い合わせの窓口にもなっている。

(2) 持続可能な除排雪体制の確保

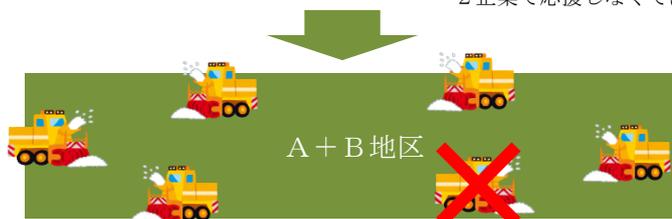
- ・ 地区割の見直しなど

令和2年度から段階的に地区割を見直し、複数の地区の統合による応援体制の強化や、除雪センター機能の集約や効率化を進めている。現在の4統合地区9除雪センターから、将来的には除雪センター1か所で集中管理できる体制を整えていきたいとのこと。



例) 1つの地区を3つの企業で構成された企業体で運営している場合...

1つの企業に不測の事態等が発生した場合、残りの2企業で応援しなくてはならず、負担となる。



地区を統合することで、不測の事態があっても多くの企業による応援体制が期待できる

(3) 除排雪に関する連携協定

幹線道路を管理する国・北海道・旭川市の三者がより一層の連携を図っていくため、令和4年1月27日に協定を締結した。

令和4年度の主な取組み

道路除雪連携会議を設置し、前シーズンの課題や今シーズンの取組みについてを協議。冬季の渋滞の恐れのある主要交差点における優先的な除排雪の実施や、雪堆積場の活用・調整、各管理者の排雪計画の共有や、幹線道路の排雪作業の調整などを行った。

(4) 雪対策基金の創設(令和4年9月に創設)

雪対策の推進を用途とする寄附を募り事業の財源として活用するため創設。単なる除排雪の作業費用に充当するのではなく、除排雪の省力化や企業の負担軽減、除雪作業の安全性などの向上に繋がる除雪DXの取組みに活用していく考えとのこと。

(5) ICTの活用による除雪DXの推進

- ・積雪センサーの実証実験：雪見パトロールや除雪センター業務の省力化
- ・映像鮮明化装置の導入：視界不良時における除雪作業のサポート
(雪対策基金を活用)

(6) 除雪の見える化

- ・除雪作業の実施状況や生活道路の排雪予定などの情報発信
 - ・除雪作業風景の写真や動画の発信
 - ・除雪に関する周知動画を作成し、Youtubeにて配信
- ① 旭川市の除雪体制紹介 ②除雪オペレーターPR ③除雪オペレーター用動画

(7) 旭川市雪対策基本条例の制定(令和5年9月)

目的：雪対策に関し**市の責務**並びに**市民及び事業者の役割**を明らかにするとともに、雪対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**雪処理のルールの遵守及びマナーへの意識を高め**、雪対策に協働して取組み、もって誰もが安心して暮らすことができる冬季の生活環境の確保に寄与する。

⇒条例制定を機に、雪処理のルールやマナーについての周知啓発の強化を行っていくことが最重要であるとのこと。

(8) 旭川市の除雪に関する支援制度

- ・タイヤショベル・ダンプトラックの貸し出し
自主的に道路の除排雪を実施する町内会などにタイヤショベルまたはダンプトラックのどちらか一方を**運転手付き**で無償貸出
- ・住宅入り口に雪を残さないよう配慮する制度

■ 主な質疑

Q：除排雪事業が企業にとって魅力的となるためにどのような取組みを行っているのか。

A：委託料の予算額の確保は必要であるとともに、例えば、旭川市で除雪機械を購入して除雪請負企業に貸出しするなど、企業の負担軽減を図る取組みを進めている。こういった取組みを通して、採算性が高いような事業になれば、事業参入企業が増え、より良い道路環境の確保につながっていくと考えている。

Q：生活道路の排雪を2回行うという公約を実現後、市民からの反応は。

A：2回の排雪は好評の声をいただいている。また、市内全域の排雪を2回行うとなると冬季は常に市内どこかで排雪作業を行っているスケジュールとなるため、排雪事業者としても機械整備などといった設備投資を行っても無駄にならない環境となった。

Q：計画どおりに排雪作業が進まず、市民から苦情があるなどといった場面も多いと思うが、どのように対応しているか。

A：計画的に進めているが、急な降雪により交差点の見通しが悪い場所が発生するタイミングはある。各地区の除雪センターにいつでも出動可能なショベルカーとオペレーターを配置している。苦情があった際にはそういったショベルカー等を用いてできる限り対処している。

Q：国や道との連携協定を結んだとのことだが、連携協定を結ばなければできないことがあったのか。

A：より情報の収集が容易になったとともに、渋滞解消に向けたスポット排雪という取組みは連携協定があったからこそ実現したものだと考えている。また、連携により国や道の担当者の意識が変わったというように感じている。



Q：除雪出動の判断はだれが行っているのか。

A：ひどい降雪が予報された際は確認のため声かけを行うことはあるが、基本的に委託業者が運営している除雪センターが判断している。極端なことを言えば旭川市の場合は除雪回数が多くても少なくとも委託金額は変わらない。支払金額の算定方法によって市が判断するべきか、委託業者が判断するかが異なってくると考えられる。

Q：降雪量で出動判断するとのことだが、通勤時間など除雪を避けなければならないタイミング等もあるが、その際の判断基準はあるのか。

A：現在の気象予報はかなり正確で、あらかじめ降雪が予想される場合は前日までに出勤することを決めており、もし除雪出動時間が市民の暮らしに影響がでるような場合はできる分まで行き、残った部分は翌日に回すなど、臨機応変に対応している。

Q：除雪出動の判断における積雪量はどこで計測しているのか。

A：各地区の除雪センターや、郊外部の要所要所の定点で測る場所を設けており、それに加えてパトロールで目視して実状を確認したりしている。今後はカメラや積雪センサー設置による省力化を検討している。

Q：タイヤショベルもしくはダンプトラックの貸出しを運転手付きで行っている事業が素晴らしいと考えているが利用状況は。また、周知はどのように行っているか。

A：タイヤショベルかダンプトラックどちらか一方の貸出しであり、昨年の利用は6件程度。この事業は平成8年頃から行っており、周知は毎年広報紙に掲載しているほか、地区の除雪連絡協議会でも説明している。

Q：高齢者の住宅入り口に雪を残さないよう配慮する制度があるが、除雪業者が地図で事前にチェックなどをするとかなり複雑な作業となり得ると思うが、対象家屋の判別をどのように行っているのか。

A：昔は赤白のポールなどを目印としていたが、そうすると「ここには高齢者しかいません」といった目印にもなってしまうため、今はやめている。その後はオペレーターの記憶に頼っていた部分があるが、今はGPS端末を除雪機械に搭載し、対象の家屋に近づいた際に音になるような仕組みを設けている。一方で、ピーク時には4000件ほど登録があったが、除雪業者から「負担が大きいため件数を減らしてほしい」といった要望があったため、置いていった雪を地域の人で除去するといった事業も行っている。割合とすれば、2000件の対象者がいれば400件ぐらいは地域の人で除去する形になっている。業者の負担が減るため、1件につき年間数千円を町内会等に支払いをしている。

Q：免許取得助成事業などによるオペレーター増加に向けた効果は。

A：免許取得助成事業のみの成果とは言えないが、取得者等の年齢割合や企業からの聴取によると少しずつ若手や30歳以下のオペレーターが増えてきていると感じている。今のところはオペレーター不足によりすぐに除排雪体制が破綻するような状況ではない。

Q：除雪業者へ通年業務を委託するとあったが、どういった業務内容を委託しているのか。

A：11月から来年の10月までの通年契約で、冬場は除雪で、夏の間は道路管理に伴う路面清掃や草刈りなどを行ってもらっており、企業の安定的な雇用につなげている。

